

枚方市環境基本計画の見直しに係る
基本的な考え方について

(部会報告素案)

平成 22 年 月

枚方市環境審議会環境基本計画改定部会

目 次

1. はじめに	1
2. 見直しにあたっての基本的な視点	2
3. 新たな基本計画のテーマ	3
4. 基本目標	4
5. 基本施策	5
6. 重点プロジェクト（戦略的施策）	6
7. すべての主体の参加と計画の推進	7
＜付属資料＞	
付属資料 1 諮問書	10
付属資料 2 枚方市環境審議会環境基本計画改定部会名簿	11
付属資料 3 枚方市環境審議会環境基本計画改定部会における審議経過	12
付属資料 4 枚方市の環境の現状と課題	13
付属資料 5 部会報告にあたって（意見）	21

1. はじめに

枚方市では、枚方市環境基本条例に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年2月に枚方市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、環境保全の取り組みを推進している。

しかし、基本計画の策定から9年が経過し、地球温暖化や生物多様性の問題など、基本計画を取り巻く状況が大きく変化してきている。

また、これらの社会情勢等の変化に対応するだけでなく、枚方市の総合計画や個別計画との整合を図るとともに、より具体性・実効性の高い基本計画とするために、目標や施策の体系などを見直す必要がある。

こうしたことから、平成22年7月に枚方市長は枚方市環境審議会に「枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について」諮問を行った。この諮問を受け、枚方市環境審議会は、専門的な審議を行う必要があることから、具体的な審議について、環境基本計画改定部会を設置した。

本部会では、枚方市の環境の現状と課題、社会状況の変化等を踏まえ、5回（予定）にわたり審議を重ね、基本計画を見直しするにあたっての基本的な考え方について取りまとめたので、次のとおり報告する。

2. 見直しにあたっての基本的な視点

(1) 社会状況等の変化への対応

地球温暖化や生物多様性などの問題は、基本計画の策定後に、大きな環境問題として国内外において取り上げられるようになった。こうした基本計画の策定時には想定していなかった社会状況等の変化に対応した新たな基本計画を策定することが必要である。

(2) 総合計画及び個別計画との整合

平成 21 年 4 月に「第 4 次枚方市総合計画第 2 期基本計画」が改定されている。また、個別計画として、平成 18 年 5 月には「枚方市里山保全基本計画」、平成 19 年 6 月には「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」、平成 21 年 6 月には「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」などが策定されている。

このように枚方市の総合計画や環境に関連する個別計画が新たに改定・策定されており、これらの計画との整合を図り、環境保全の取り組みを一体となって推進していくことが必要である。

(3) 体系の見直し

今日の環境問題は、環境保全の取り組みの成果が短期的にはなかなか現れにくいものが多くなっている。また、計画的・継続的に施策を実施することで、はじめて成果が得られるものがあり、施策の進捗状況を適切に把握することが重要となっている。

このことから、重複する施策を整理することにより施策の体系をよりわかりやすいものに再編し、進行管理を適切に行うことができるように見直す必要がある。

(4) これまでの取り組みを踏まえた見直し

平成 13 年 2 月に基本計画が策定され、これまで様々な取り組みが行われてきた。これまでの取り組みの現状や課題を踏まえ、基本計画の見直しを行う必要がある。

(5) 地域特性を踏まえた見直し

枚方市は、豊かな水の流を持つ淀川や東部地域の里山など、豊かな自然環境に恵まれている。また、平成 14 年及び 18 年に国内最高気温が記録されるなど、暑いまちとして知られている。他にも、特別史跡の百済寺跡など、多くの歴史文化遺産がある。このように、枚方市には特徴となる地域環境資源が多く残されており、これらの地域特性を踏まえた見直しをする必要がある。

3. 新たな基本計画のテーマ

枚方市環境基本条例では基本理念や基本方針が定められているが、基本計画において設定されている幅広い環境の範囲を総合的に捉え、基本計画がめざすまちの姿が十分に共有できているとはいえない。基本計画に基づく環境保全の取り組みを進めていく上で、基本計画がめざすまちの姿を明らかにすることが重要である。

そこで、新たな基本計画では、枚方市環境基本条例や第4次枚方市総合計画を踏まえ、枚方市が環境保全の取り組みを推進するにあたっての中長期的な共通目標となる枚方市のめざすべき環境像を設定することが必要である。

テーマを設定するにあたって考慮すべき視点を次のとおり示す。

- 枚方市の地域特性を踏まえること。
- 人と自然が共生した持続可能なまちをめざすこと。
- 良好な地球環境や地域環境を将来の世代に引き継ぐこと。
- 枚方市環境基本条例の「環境を思いやるまち枚方」と方向性が一致していること。

4. 基本目標

基本計画のテーマである枚方市のめざすべき環境像を実現するため、次のとおり分野別にめざすべきまちの姿である4つの基本目標を提案する。

基本目標1 【地球環境】

地球環境への負荷が少ない持続可能なまち

地球温暖化の防止を積極的に推進し、エネルギーの有効利用など低炭素社会が実現した持続可能なまちをめざします。

基本目標2 【自然環境】

多様な生態系と豊かな自然が保全されている人と自然とが共生するまち

市内の優れた自然環境を保全するとともに、市内にある多様な生態系が守られ、人と自然とが共生するまちをめざします。

基本目標3 【都市環境】

環境に配慮された快適な都市環境が確保されたまち

環境にやさしい都市基盤や交通体系が整備され、歴史文化資源の保全と活用ができるまちをめざします。

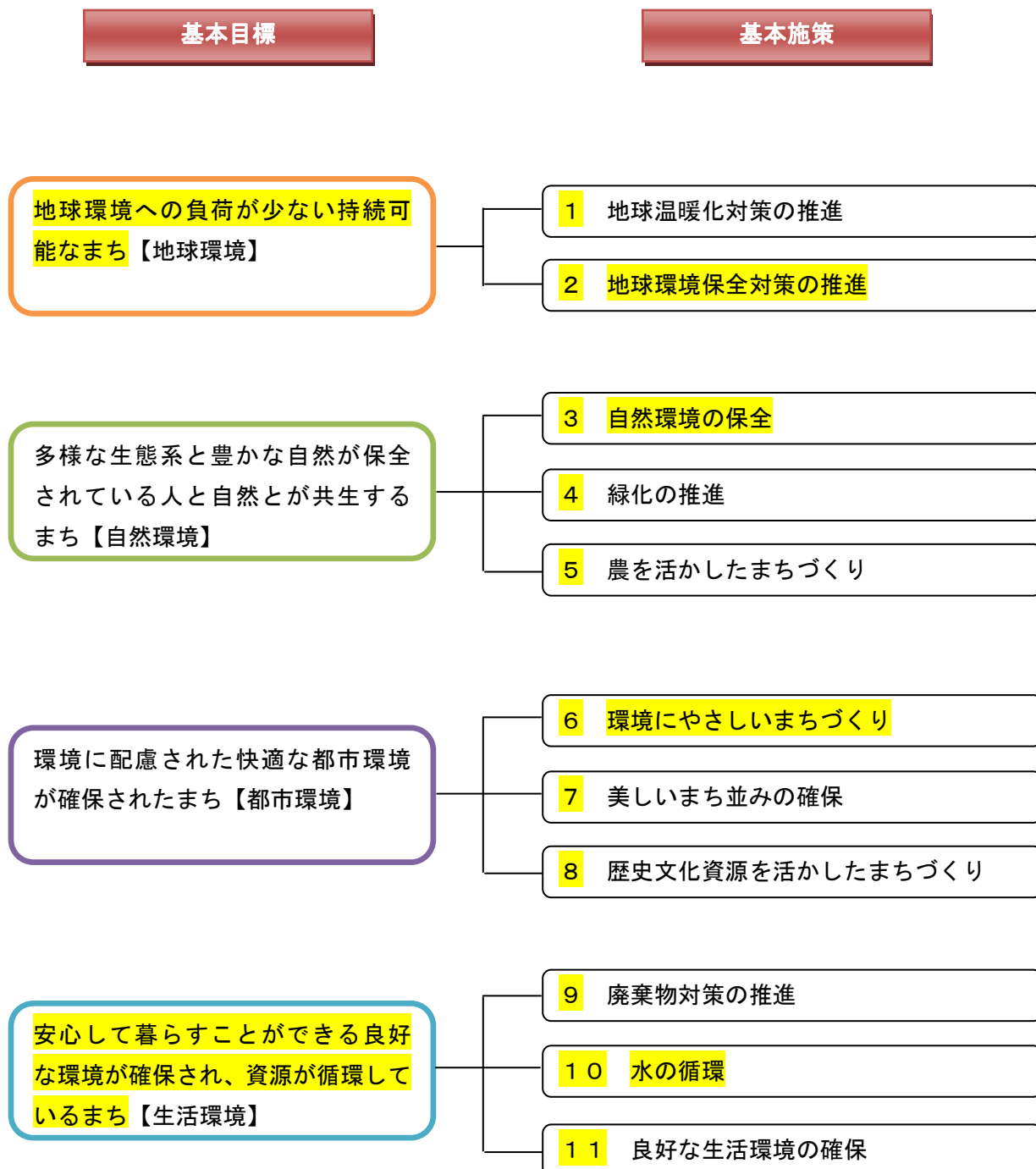
基本目標4 【生活環境】

安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

廃棄物の発生抑制など循環型社会を形成するとともに、澄んだ空気、清らかで豊かな水、静けさなどが確保された安心して健康に暮らすことができる良好な生活環境を将来の世代に引き継ぐことのできるまちをめざします。

5. 基本施策

4つの基本目標を実現するための施策の柱である基本施策を次のとおり提案する。



6. 重点プロジェクト（戦略的施策）

環境の現況や社会状況等を踏まえ、特に重点的に実施していく必要のある施策を重点プロジェクト（戦略的施策）と位置づけ、積極的に施策を展開していく必要がある。

重点プロジェクト（戦略的施策）を設定するにあたって、次の視点が重要である。

- 基本計画全体をけん引する先導的なもの
- 複数の基本目標の達成に関わるもの
- 市民・事業者・行政が共通して取り組むべきもの
- 早急に対策を講じる必要があるなど優先的に取り組むべきもの

7. すべての主体の参加と計画の推進

(1) 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、枚方市だけでなく、市民・事業者の環境保全の取り組みが不可欠である。それぞれの主体が自主的に行動していくことにより、はじめて環境問題が解決されるものであり、すべての環境保全活動の基本となるものである。そのため、基本計画の中にそれぞれの主体の役割を示し、すべての主体が枚方市の環境だけではなく、地球環境に対して責任を持っていることを明確にする必要がある。

①枚方市の役割

基本計画に掲げためざすべき環境像や基本目標の実現に向けて、環境保全に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

また、自らも事業者であることを自覚し、率先して環境負荷を低減するための取り組みを行う必要がある。

さらに、市民・事業者や国・大阪府・近隣自治体などと連携を図りながら、取り組みを推進していく必要がある。

②市民の役割

自らの日常生活が環境に負荷を与えていることを理解し、省エネや省資源などの取り組みを行う必要がある。

また、枚方市が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要がある。

市民団体等については、上記のほか、市民の先導的な役割を果たし、自らの活動を通して市民の環境保全活動への参加を促すよう努める必要がある。

③事業者の役割

自らの事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、未然に環境への影響を低減するとともに、省エネや省資源などの取り組みを行う必要がある。

また、環境に配慮した製品・サービスの提供など、自らの事業活動を通して環境負荷の低減に寄与することも重要である。

さらに、枚方市が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要がある。

(2) 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進

各主体の役割を踏まえ、枚方市として市民・事業者による環境保全活動を促進するための施策を積極的に展開していくことが非常に重要となってくる。

市民・事業者が今日の環境問題等への理解を深め、その解決に向けた行動を実践できるように、環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境情報の提供を積極的に行っていく必要がある。

また、自主的・積極的に市民・事業者が環境保全活動を継続して実践できるように、支援を行っていく必要がある。

(3) 計画の推進

基本計画に掲げた取り組みを着実に実践するために、施策の進捗状況を適切に把握し、その評価・見直しを継続的に行っていくことが重要である。

基本計画は、枚方市の庁内組織である「枚方市環境行政推進本部」で担当部局間の調整を行い、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくとともに、基本計画の点検・評価を行うなど、計画の推進主体となる必要がある。

また、枚方市と市民・事業者が連携・協力し、環境保全の取り組みを推進していくことによって、さらに大きな成果が得られる場合もあるので、必要に応じて連携・協力ができる体制や関係を構築することが望まれる。

基本計画の進行管理については、「枚方市環境行政推進本部」だけでなく、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に報告し、意見・提言を受けることが望まれる。

基本計画を評価するにあたっては、環境指標等の設定を検討し、進捗状況を定量的に把握していくことが望まれる。

付 属 資 料

付属資料 1 諮問書

環 総 第 1 5 4 号
平成 2 2 年 7 月 2 日

枚方市環境審議会
会長 浅野 浅春 様

枚方市長 竹内 脩

枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）

標題の件に関し、環境の保全及び創造に関する施策の計画的な推進のあり方について、枚方市環境基本条例（平成 1 0 年枚方市条例第 1 号）第 2 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

付属資料2 枚方市環境審議会環境基本計画改定部会名簿

(五十音順)

	氏名	現職等
部会長	三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部 教授
副部会長	下野 辰久	大阪国際大学 人間科学部 教授
部会員	稲森 郁子	公募市民
	今田 晃	公募市民
	田中 隆夫	北大阪商工会議所 常務理事
	田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 准教授
	野田 奏栄	社団法人 大阪自然環境保全協会 理事
	増田 啓子	龍谷大学 経済学部 教授
	丸井 晶子	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 理事長

付属資料3 枚方市環境審議会環境基本計画改定部会における審議経過

年月日	会議名	主な審議事項
平成22年7月2日	第1回枚方市環境審議会	・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）
平成22年8月3日	第1回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・審議スケジュールについて ・枚方市の環境の現状と課題について
平成22年9月7日	第2回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・枚方市環境基本計画に基づく主な取り組みについて ・基本目標について ・施策の体系について
平成22年10月1日	第3回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・部会報告案について
平成22年10月15日	第4回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・部会報告案について
平成22年10月29日 （予定）	第5回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・部会報告案について

付属資料 4 枚方市の環境の現状と課題

基本施策 1 地球温暖化対策の推進

(1) 現状

地球温暖化に関する対策として、平成 9 年（1997 年）12 月に採択された京都議定書には先進国全体で平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）までの間に、平成 2 年（1990 年）比で 5%以上の排出削減（日本の割当量は 6%削減）を行うことが定められた。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 4 次報告書によれば、温暖化していることは疑う余地がなく、地球規模の平均気温の上昇がみられるとされている。

わが国の気温上昇は、世界の傾向よりも上昇の程度が大きく、枚方市においては、平成 14 年 7 月 23 日に 36.8℃、7 月 28 日に 38.2℃、平成 18 年 8 月 15 日に 38.4℃の日別国内最高気温を記録している。

枚方市のエネルギー消費量、これまでの大量生産・大量消費の社会システムを背景に増加を続けてきたが、最近 10 年程度は横ばいか、わずかであるが減少傾向もみられるようになった。

また、枚方市の太陽光発電（住宅用）導入状況は、平成 21 年 12 月末現在、3,262kW（1,049 件）となっている。（近畿経済産業局調べ）

(2) 課題

京都議定書の削減目標の達成をはじめとした地球環境問題への対応は、国レベルにおける国際的な取り組みだけではなく、私たち一人ひとりの日常生活を地球的規模の視点から見つめ直すと共に、市民・事業者・行政が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、地球規模で考え地域で具体的に行動・実践していく必要がある。

「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げている二酸化炭素削減目標（平成 24 年度に 17 年度比 17%削減）の達成に向け、より具体的で実効性のある取り組みを推進していく必要がある。

また、国が 1990 年比で 2020 年までに温室効果ガスの排出を 25%削減することを表明しており、国等の動向を踏まえながら、施策を展開していく必要がある。

枚方市は、平成 14 年と 18 年に国内最高気温が記録されるなど、暑いまちとして知られており、ヒートアイランド対策を推進していく必要がある。

市民の豊かな生活や活発な事業活動は、エネルギーや資源の消費など環境に対する大きな負荷を与える要因となっており、一人ひとりのライフスタイルや生産から流通・消費・廃棄に至るまでの物質やエネルギーの効率的な利用や再生利用を推進していくことが必要である。

基本施策 2

地球環境保全対策の推進

(1) 現状

酸性雨については、広域的な連携が必要なことから、大阪府では平成元年度に大阪府酸性雨調査連絡会が組織されており、枚方市もこの連絡会に参加している。大阪府酸性雨調査連絡会では、酸性雨のモニタリング調査を大阪府下の 11 ヶ所で実施しており、枚方市域においても 1 ヶ所で行われている。また、オゾン層の保護に向けた取り組みとして、大阪府フロン対策協議会に参加し、フロンの回収・処理を推進するための啓発事業を行っている。

(2) 課題

酸性雨については、広域的に状況を把握するため、今後も大阪府酸性雨調査連絡会に参加し、継続的にモニタリング調査を実施していく必要がある。また、オゾン層の保護に関しても、大阪府フロン対策協議会に参加し、広域的な連携を図っていく必要がある。

基本施策 3

自然環境の保全

(1) 現状

枚方市の自然環境は、里山、水辺地（淀川、市内河川、ため池）、農地、市街地の孤立林によって特徴づけられている。

東部地域の穂谷・尊延寺地区には、人と自然・生物が共存する里山が残されている。これらの里山には、棚田などのため池、農耕地、森林などの様々な環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育している。しかしながら、農をめぐる様々な状況の変化から、里山の自然を維持していくことが困難となっている。

また、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト 1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、調査が行われている。

本市西部を流れる淀川は、古来より治水・利水のために河川改修が行われてきた河川である。また、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られており、中でも淀川の大規模な氾濫原を特徴づける植物、豊かな淡水魚類相を育むワンドが残されている。

かつて水田には、カエルをはじめ、ヘビ、トンボ、タニシ、フナ、ドジョウ、メダカなどが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来していた。一時期、強い農薬の使用によって、生物の多様性が失われたが、近年回復の傾向にある。

人口の増加と市街化の拡大につれて自然景観が損なわれ、市街地に住む人たちが日常的に自然とふれあう機会が少なくなっている。

(2) 課題

里山や水辺地などの自然は、動植物の生息地であり、地球温暖化防止や景観形成、災害の防止など、多くの面で重要な役割を果たしていることから、保全・継承していく必要がある。

枚方市では、淀川や東部地域の里山、市内河川（船橋川、穂谷川、天野川）、孤立林、ため池などが、分断され孤立した状態となっており、地域全体として有機的なつながりをもった水と緑のネットワークを形成する必要がある。

東部地域の里山などの緑地は、公的な担保（緑地保全のための法規制等）がなく、保全のあり方を検討していく必要がある。

基本施策 4

緑化の推進

(1) 現状

枚方市の緑被率は、平成 19 年（2007 年）で 31.8%となっている。緑被地の土地利用は農耕地、草地、雑木林が多くなっている。淀川河川敷の草地と東部地域の穂谷・尊延寺地区の里山にまとまりのある緑が分布しているが、そのほかは市街地の孤立林や農地などに散在している。

また、公園は、405 箇所（面積 202.14ha）の公園が整備されている（平成 22 年 4 月 1 日現在）。市民一人あたりの公園面積は 4.98m²であり、大阪府の一人あたりの面積 5.60 m²よりも低い水準となっている。

(2) 課題

枚方市の緑被率は年々減少しており、緑化の保全と推進を図る必要がある。緑は、市民が身近に自然とふれあえる貴重な自然的要素であり、適正な保全・活用、水と緑のネットワーク化が求められる。

また、都市部の緑は、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成に役立つだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収源となるなど、環境の保全に大きな役割を果たすことから、公園整備とともに、市民・事業者と連携した緑化の推進を図る必要がある。

基本施策 5

農を活かしたまちづくり

(1) 現状

農業の基盤としては、農家数は 1,433 戸（平成 17 年）で、昭和 60 年から約 35%減少、

経営耕地面積は 47,242a（平成 17 年）であり、昭和 60 年から約 36%減少している。

また、枚方市では、最も栽培面積の多い水稲栽培において、環境にやさしい「レンゲ栽培米栽培生産支援事業」への取り組みを平成 11 年度から行い、施肥量の軽減を図っている。平成 21 年度のレンゲ種子播種面積は 68.36ha であり、平成 11 年度から約 133%増加している。

（２）課題

農地は、防災・緑地空間・水源涵養・市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然に触れられる癒しの場など、多面的な機能を有していることから、農地の保全に向けた取り組みが必要である。

さらに、食の安全安心やフードマイレージの問題も踏まえ、地産地消の取り組みを推進していく必要がある。

基本施策 6 環境にやさしいまちづくり

（１）現状

第二京阪道路が全線開通し、それに合わせて道路の整備が進むとともに、公共下水道の整備の進捗や東部清掃工場、火葬場が稼動するなど、一定の都市基盤整備が整いつつある。

（２）課題

都市としての活力を維持・発展させながら、将来にわたって住み続けられるよう、計画的で効果的な土地利用を図っていく必要がある。

また、まちづくりは地球温暖化や生物多様性などの環境問題にも関連しており、低炭素型で自然環境と共生したまちづくりを進めていく必要がある。

基本施策 7 美しいまち並みの確保

（１）現状

枚方市では、都市景観の保全を進めるため、平成 6 年に「枚方市都市景観基本計画」を策定するとともに、優れた都市景観の形成に向けて積極的に取り組んでいくために「枚方市都市景観形成要綱」を平成 11 年より施行している。

また、枚方市では、清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成 14 年 10 月 1 日に「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、ごみのポイ捨てや犬の糞の放置等の防止対策を推進している。しかし、現状ではごみのポイ捨

てや犬のふんの放置等の問題については、今もなお市民からの要望・苦情が寄せられている。

(2) 課題

まちづくりにおいて、住環境のゆとりや落ち着きなど良好な都市景観の形成を進めていく必要がある。

また、美しいまち並みを確保するには、市民・事業者・行政の各主体が「自分たちのまちは自分たちで美しく」という意識を持ち、行動することが重要であり、今後とも継続した未然防止対策を推進していく必要がある。

基本施策 8

歴史文化資源を活かしたまちづくり

(1) 現状

枚方市は古くから京都と大阪を結ぶ交通の要衝にあり、現在も一部の街道や集落にはその面影が残っている。

各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全・整備し、貴重な景観資源として活用する目的で、現在、歴史街道枚方宿地区を都市景観形成協議地区及び歴史的景観保全地区に指定している。

また、市内には、百済寺跡などの国指定等の指定文化財がある。

(2) 課題

優れた歴史的景観を保全するとともに、歴史文化遺産としての活用を進めていく必要がある。

基本施策 9

廃棄物対策の推進

(1) 現状

枚方市におけるごみ処理量は、昭和 50 年代から大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを背景に増加を続けたが、平成 7 年度を境に減少傾向を示している。このうち、事業系ごみは平成 8 年度から減少傾向を示すようになり、家庭系ごみについても、平成 10 年 10 月のごみ袋の透明・白色半透明袋化の本格実施、平成 11 年 3 月の粗大ごみ電話申込制の導入、平成 14 年 4 月の大型ごみ有料化の実施などによる減量効果が現れている。

平成 21 年度のごみの年間処理量は約 11.1 万トンとなっており、ピーク時の平成 7 年度に比べ、約 3.9 万トンのごみ処理量が減少している。

なお、平成 21 年度の市民一人あたりの焼却ごみ量は 880g であり、大阪府平均 1,245g (平成 19 年度) よりも大幅に下回っている。

(2) 課題

循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制を最優先に環境負荷の低減と資源の有効利用を推進していく必要がある。

平成 21 年 6 月に策定された「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」に基づき着実に施策を展開し、ライフスタイルの見直しも含めた、省資源と環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現をめざす必要がある。

基本施策 10 水の循環

(1) 現状

雨水の貯留・浸透機能の確保について交北公園、車塚公園、南部生涯学習市民センター等で雨水を散水などに利用している。また、東部清掃工場では、屋上に降った雨水を滅菌処理し貯留して、灌水用に有効利用している。

(2) 課題

里山や農地を保全し、雨水の貯留浸透能力や地下水の涵養能力を保全・向上し、健全な水の循環システムを形成する必要がある。

また、用水の循環利用など使用の合理化、雨水の用水としての利用などを進める必要がある。

基本施策 11 良好な生活環境の確保

(1) 現状

市民の健康と良好な生活環境を守っていくために、枚方市では大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害の防止や、澄んだ空気、清らかで豊かな水や静けさの確保など、より良好な環境をめざした取り組みを進めてきた。

<大気質>

大気質の経年変化をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、工場・事業場に対する排出規制、公害防止技術の進展や自動車排出ガス規制の強化などにより、近年では一定の改善が進み、環境基準を達成している。

しかし、光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因物質であり、その環境基準の

達成状況は全国的にも低く、枚方市においても環境基準の達成ができていない。なお、光化学オキシダントが高濃度で、その状態が継続されると認められる場合には、大阪府が光化学スモッグ情報を発令している。

<騒音・振動>

平成 21 年度の一般地域における騒音は、すべて環境基準を達成している。道路に面する地域の環境基準の達成状況は、昼夜ともに達成できたのは 87.9%、昼のみの達成は 6.7%、夜のみの達成は 0.1%、昼夜ともに環境基準を超過したのは 5.2%となっている。

<水質>

河川における生物化学的酸素要求量 (BOD) については、工場・事業場に対する規制指導や下水道整備等により、概ね改善傾向にある。しかし、平成 21 年度の調査結果によると、環境基準点 3 地点 (船橋川、穂谷川及び天野川の流末) のうち、天野川で環境基準を達成、それ以外は環境基準を達成できていない。

浮遊物質 (SS) 及び溶存酸素量 (DO) については、環境基準を達成しているが、水素イオン濃度 (pH) 及び大腸菌群数については、環境基準点 3 地点で環境基準を達成できていない。また、カドミウム、全シアンなどの健康項目については、すべての地点で環境基準を達成している。

<地盤沈下・地下水質>

地盤沈下は、近年は地下水汲み上げ規制等により沈静化し、微少量の変動がみられる程度となっている。

地下水質については、地下水質の概況を把握するための概況調査と発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための汚染井戸周辺地区調査と地下水汚染の継続的な監視を行うための継続監視調査を実施している。平成 21 年度は、概況調査 3 地点、汚染井戸周辺地区調査 2 地区、継続監視調査 12 地区・16 井戸で調査を実施している。

<ダイオキシン類等>

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成する物質であり、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、免疫機能の低下を引き起こすなどの影響を及ぼすといわれている。市内の大気、河川水質・底質、地下水質、土壌のダイオキシン類の調査によると、平成 21 年度はいずれも環境基準を満足していた。その他の有害大気汚染物質については、平成 21 年度において、環境基準及び指針値を下回っていた。

(2) 課題

<大気質>

大気質は全般的に改善傾向にあるが、低公害車等の普及促進や公共交通機関利用などによる自動車利用を抑制し、自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑えていく必要がある。また、工場・事業場に対する支援や排出ガス対策を継続して推進することが求められる。

れている。環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、国・大阪府と連携した広域的な対策を強化する必要がある。

<騒音・振動>

工場・事業場の騒音・振動については、規制指導の徹底に加え、環境に配慮した事業活動への転換を促進する必要がある。

また、自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに、関係部局と連携した交通対策や道路対策を推進する必要がある。

<水質>

公共下水道の整備普及率（平成 21 年度）は、92.3%となっており、引き続き、公共下水道の整備を行うなど地域特性に応じた生活排水対策を行うことにより、河川等の水環境を保全するとともに、工場・事業場からの排水に係る監視・指導体制を継続していく必要がある。

<土壌・地下水>

土壌汚染や地下水汚染は、いったん発生すると長期間にわたり悪影響を及ぼすことから、今後も未然防止に努めていくとともに、地下水汚染の監視を継続していく必要がある。

<ダイオキシン類等>

ダイオキシン類及び有害大気汚染物質については、引き続き、法の規定に基づく継続的な監視を行う必要がある。

化学物質等に対しては、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）等に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、健康リスクに係る情報の収集・提供等に努め、市民・事業者・行政が情報を共有し、社会全体で化学物質に対する安全性を確保する必要がある。

付属資料5 部会報告にあたって（意見）
